

重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して障害福祉サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを次の通り説明いたします。

1 運営法人の概要

- | | |
|--------|--------------|
| ①法人名 | 株式会社 ほほえみ倶楽部 |
| ②所在地 | 小山市乙女3-27-31 |
| ③電話番号 | 0285-41-2122 |
| ④代表者 | 松岡 美代子 |
| ⑤設立年月日 | 平成15年6月6日 |

2 事業所の概要

- | | |
|----------|--|
| ①事業の種類 | 居宅介護及び重度訪問介護 |
| ②事業の目的 | 株式会社ほほえみ倶楽部が開設する、ヘルパーステーションほほえみ倶楽部は、障害福祉サービスの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、訪問介護員が居宅介護状態又は重度訪問介護状態にある高齢者に対し、適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。 |
| ③事業所の名称 | ヘルパーステーションほほえみ倶楽部 |
| ④事業所の所在地 | 栃木県小山市乙女3丁目27-31 |
| ⑤電話番号 | 0285-41-2122 |
| ⑥管理者 | |
| ⑦運営の方針 | <ol style="list-style-type: none">1. 利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。2. 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。3. 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。 |
| ⑧開設年月日 | 平成15年7月1日 |

3 事業実施区域及び営業時間

①事業の実施地域 小山市・野木町・栃木市・下野市とする。

②営業日 土・日・祝日を除く平日とする。

但し、事務所は年末年始（12/30～1/3）の期間及び夏季休暇（8/13～8/16）の期間を休業とします。

③営業時間 午前8時30分から午後5時迄とする。但し、サービス提供は利用者の要望によるものとする。

4 職員の体制

職 種	資 格	常 勤
管 理 者	介護福祉士	
サービス提供責任者	介護福祉士・実務者研修以上 (旧ヘルパー1級・介護職員基礎研修)	管理者と兼務1名以上
訪 問 介 護 員	介護職員初任者研修以上 (旧ヘルパー2級以上)	1名以上

5 事故の対応

訪問介護員等はサービスの提供時に利用者に病状の急変が生じた時や、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行うとともに、サービス提供責任者に連絡する。連絡体制は下記の通りとする。

訪問介護員 → 主治医（救急車）

↓

サービス提供責任者 → 家族

↓

代表責任者（代表取締役）

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

①介護給付費の対象となるサービス

居宅介護事業及び重度訪問介護事業

②介護給付の対象とならないサービス

通常の実業の実施地域を越えて行う居宅介護及び重度訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

1. 通常の実業の実施地域を超える地点から片道10キロメートル未満 250円
2. 通常の実業の実施地域を超える地点から片道10キロメートル以上 500円

7 サービスの提供に関する留意事項

①サービス提供を行う職員

訪問介護員 介護職員初任者研修以上(旧ヘルパー 2 級以上)資格者

②職員の交替

随時

③サービス内容の変更

指定居宅介護支援事業者又は、在宅介護支援センターに連絡する等の必要な措置を講ずる。

④職員の禁止行為

当法人は、従事した業務において知り得た利用者の情報について在職中又は退職後においても、これを他に開示・漏洩・自ら使用しないものとします。

8 苦情の受付について

①当事業所の受付窓口

サービス提供責任者対応によるものとする。

連絡先 0285-41-2122

担当者

②行政機関その他苦情受付機関

1	・小山市保健福祉部福祉障がい福祉係	0285-22-9624
	・野木町町民生活部健康福祉課社会福祉係	0280-57-4172
	・栃木市保健福祉部障がい福祉課 障がい福祉係	0282-21-2203
2.	栃木県運営適正化委員会	028-622-2941
3.	栃木県保健福祉部障害福祉課	028-623-3491

9 第三者による評価の実施状況

1 あり 実施日 : 年 月 日

評価機関名称 :

結果開示 : 1あり 2なし

なし

10 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

①虐待防止に関する責任者の選定及び設置

②成年後見制度の利用支援

③苦情解決体制の整備

④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施